



つがる市の農業を応援します！ 農業活性化総合対策事業



(1) 低コスト・省エネルギー機械導入事業（国や県等の補助事業の対象になっていないものに限ります。）

対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
低コスト・省エネルギー化が見込まれる機械導入に対する費用	認定農業者または認定新規就農者	低コスト、省エネルギー化が証明され、耐用年数5年以上かつ単品取得価格30万円以上の機械（アタッチメント可）。ただし、農業以外でも使用できる汎用性が高いものは除く（軽トラ、フォークリフト、冷蔵庫等）	補助対象経費（税抜き）の1/4以内 上限50万円

(2) 農業用資格取得・研修費等補助事業

対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
農業に関する新規の資格取得経費および組織の活動費	認定農業者（ただし、狩猟免許取得は除く）	農業に関する資格・免許取得に必要な経費（交通費・宿泊費等は除く）	補助対象経費（税抜き）の1/2以内 上限20万円
	20戸以上で構成された農業生産組織（農協等の部会は除く）	防除周知看板作成費・栽培技術講習会費・先進地研修費（飲食費等除く）・会議資料作成費・検査調査費・試験研究費	補助対象経費（税抜き）の1/2以内 上限15万円
	3戸以上で構成された農業生産組織（40歳未満の若手農業者や後継者）		

(3) 6次産業化促進事業

対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
6次産業化のための機械・施設および更新する経費	地元産の農畜水産物等を活用した付加価値の高い商品開発や販売促進に係る6次産業化を推進する農業者または農業生産組織	<ul style="list-style-type: none"> 機械設備等購入経費 耐用年数5年以上かつ単品取得価格30万円以上 6次産業化のための、加工施設の新設・改修・修繕費 	補助対象経費（税抜き）の1/2以内 上限200万円

(4) 園芸施設用パイプハウス導入事業

補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
認定農業者で、導入するハウスで3年以上園芸作物を作付けし、園芸施設共済事業等へ加入する農業者（3年間出荷伝票等販売を確認できる書類を提出してください）	新設する園芸施設用パイプハウス6,800円/㎡を上限とします。	①国・県の補助を受けない場合は3/10以内 1申請者当たり上限50万円 ②国・県の補助を受けた場合は1/10以内 1申請者当たり上限15万円

(5) 果樹防風網張替等事業

補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
市内の樹園地で作付けし、園芸施設共済事業等へ加入している農業者	張替用防風網購入費用および設置費用	補助対象経費（税抜き）の3/10以内 申請者1人当たり上限30万円

受付期間 3月17日（月）～4月4日（金）（閉庁日を除く）

必要書類等 見積書3者（果樹防風網張替等事業は2者）・通帳

※上記に加え、機械の場合はカタログ（更新の場合は現在使用している機械の性能がわかるもの）、組織や集団等の場合は規約・機械管理運営規定等。事業の要件により、その他の書類等が必要になる場合があります。

留意事項

- 令和7年度内に事業を完了してください。
- 補助金の交付決定前に購入等したものは対象外です。
- つがる市民（市内の組織や集団等）で、市税の滞納がない方に限ります。
- 予算の範囲内での補助となります。予算を超える場合は、次の条件を満たすものから優先的に採択します。①過去3年間に市単独事業を活用していない方②事業費が高い事業。

【申請・問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線414）

スマート農業機械導入を検討されている皆さまへ

農業者が農作業の効率化や労働力不足の解消、規模拡大に取り組むために導入するスマート農業機械の費用の一部を補助します。希望する方は、下記を参考に申請してください。

対象者 (①および②を満たすこと)	①認定農業者または青年等就農認定者 ②つがる市内に住所を置く個人または農業法人で、市税の滞納がないこと
対象機械 (①および②を満たすこと)	①農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに掲載されている農業機械またはRTK-GNSS固定基地局の信号を使用する農業機械 ②耐用年数5年以上かつ取得価格(税抜き)30万円以上の農業機械
補助金額	農業機械取得価格(税抜き)の1/4以内 上限100万円
必要書類	見積書2者・カタログ・通帳・市税の滞納がない証明書(世帯全員)・法人の場合は定款
申請手続き	3月17日(月)から4月4日(金)までに農林水産課へ必要書類を提出してください。(閉庁日を除く)
優先順位	①デジタル無線(RTK-GNSS)基地局を使用する機械 ②過去3年以内に国の補助事業が不採択となった者(スマート農業機械に限る) ③取得価格が高い機械
留意事項	<ul style="list-style-type: none">令和7年度内に事業を完了してください。補助金の交付決定前に発注したもの、ソフト事業は対象外です。予算の範囲内での補助となります。予算を超える場合は、上記の条件を満たすものから優先的に採択します。本補助金の交付は一度限りです。採択された場合、3年間、実績報告書を提出してください。融資を受ける場合は、金融機関に限ります。補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとなります。

【申請・問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111 (内線417)

松くい虫被害およびナラ枯れ被害の予防について

松くい虫被害は、マツノマダラカミキリという昆虫によって運ばれるマツノザイセンチュウという小さな線虫が松の木に侵入することによってマツが枯れる伝染病で、県内では深浦町で被害が発生しています。

またナラ枯れ被害は、カシノナガキクイムシという昆虫が運ぶナラ菌によってミズナラやカシワなどのナラ類が枯れる伝染病で、県内では多くの市町村で被害が発生しており、被害の拡大が懸念されています。

これらの被害が、県内各地で発生するようになると、農林水産業をはじめとする産業・経済のほか自然景観などに影響を与えることから、次のことについてご協力をお願いします。

- ①マツノマダラカミキリとカシノナガキクイムシは、マツとナラ類を伐採した際に発生する臭いに集まる習性があるため、これらの昆虫の活動期(6月～9月)には、マツとナラ類を伐採しないようにしましょう。
- ②マツ丸太やマツ苗木、ナラ丸太を被害地から持ち込むと、松くい虫被害やナラ枯れ被害を呼び込む可能性があるため、県内の未被害地のものを利用しましょう。
- ③身の回りで枯れているマツやナラ類を見つけたら、下記へご連絡ください。

【問い合わせ先】 市役所農林水産課 電話42-2111 (内線412)

西北地域県民局林業振興課 電話0173-72-6613

農業経営収入保険加入者へのお知らせ

令和3年度より実施しておりました「つがる市農業経営収入保険加入推進事業補助金」につきまして、令和7年度の補助事業は実施いたしませんので、加入者の皆さまには何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111 (内線417)